

# 事務のしおり

---

勤労者財産形成貯蓄積立保険 (財形貯蓄)  
財形住宅貯蓄積立保険 (財形住宅)  
財形年金積立保険 (財形年金)

このたびは、住友生命の財形制度をご採用いただき誠にありがとうございます。

財形制度は、勤労者の財産形成を目的とした賃金控除による貯蓄制度で、勤労者財産形成促進法および租税特別措置法の定めにより各種の優遇措置を受けることができます。

そのため、事業主の方には賃金からの保険料引去りをはじめ、ご加入、契約内容の変更等にもなう事務、法令上の手続き等を行っていただくこととなります。

つきましては、この「事務のしおり」にて事務の取扱いをご説明いたしますので、従業員さまの財産形成のための円滑な事務手続きにご協力くださいますようお願い申し上げます。

※記載の内容は2025年5月現在における税制および財形制度に基づくものです。  
今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

本冊子は、今後の財形事務取扱いのガイドブックとしてご活用ください。

当社では、8桁の数字を貴社の団体コードとして設定します。  
団体コードは後日お知らせしますので、以下にコードを記入のうえ保管ください。

団体コード								5
-------	--	--	--	--	--	--	--	---

財形に関するお問い合わせは、次の担当窓口までお願いします。  
お問い合わせ、ご連絡の際は、団体コードと契約者番号をお手元にご用意ください。

住友生命保険相互会社  
年金サービス室 財形グループ  
〒540-8512  
大阪市中央区城見1-4-35  
  
TEL (06)6937-1170  
FAX (06)6937-7333  
  
<受付時間>  
午前9時～午後5時  
土日・祝日・12/31～1/3を除く

住友生命保険相互会社  
法人サービス室 財形グループ  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿6-14-1  
新宿グリーンタワービル25F  
TEL (03)6281-5214  
FAX (03)3340-1651  
  
<受付時間>  
午前9時～午後5時  
土日・祝日・12/31～1/3を除く

# もくじ

## 1. 主な保険用語の説明 ..... 1

## 2. 財形制度 ..... 2

1. 財形制度のしくみ
2. 財形積立保険の加入資格
3. 財形積立保険の要件
4. 財形積立保険商品の概要

## 3. 財形制度を導入するときの手続き ..... 5

1. 事務取扱に関する協定の締結
2. 官庁への届出

## 4. 新規加入の手続き ..... 8

1. 必要書類
2. 「財形新契約申込書」を受付けたとき
3. ご契約者への承諾通知

## 5. 保険料の給与引去りとお払込み ..... 9

1. 「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」の送付
2. 「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」の内容確認
3. 異動があるとき
4. 保険料のお払込み

## 6. ご契約内容の変更手続き ..... 11

1. 必要書類
2. 変更手続きの種類
3. 「財形変更申込書」を受付けたとき

## 7. その他の手続き ..... 12

1. 退職、役員昇格、転出等の異動があったとき
2. 転職をするとき
3. 海外転勤をするとき
4. 育児休業をするとき
5. 預替えをするとき

8.支払請求手続き .....16

1. 支払手続きの種類
2. 「支払請求書」を受付けたとき
3. 必要書類

9.財形に関する税制 .....20

10.ご契約者あて通知 .....22

11.優遇制度 .....23

12.財形関係書類 .....24

## 1. 主な保険用語の説明

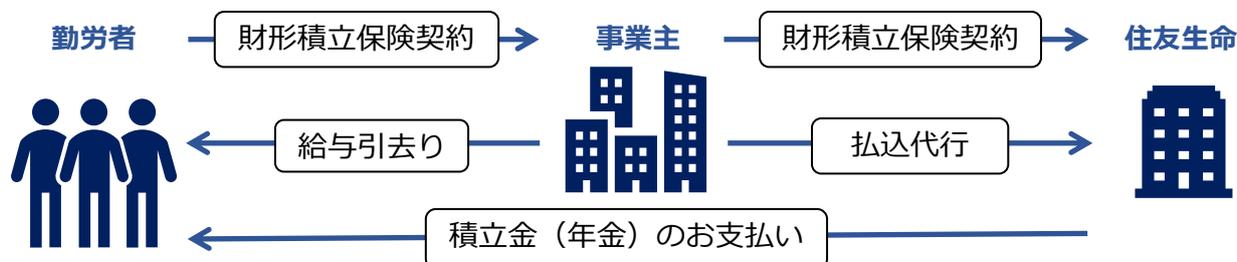
契 約 者	当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。財形積立保険の場合は、勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。
被 保 険 者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。財形積立保険の場合は、ご契約者と同一人となります。
責 任 開 始 期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいいます。財形積立保険の場合は、第1回保険料相当額が賃金控除された日から保障が開始されます。
契 約 日	保険期間の始期となる日をいい、財形積立保険の場合は、上記の責任開始期を基準として勤務先単位で定まります。
契 約 応 当 日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日をいいます。
保 険 料	ご契約者の給与から引去りのうえ、お払い込みいただくお金のことをいいます。
予 定 利 率	お払込保険料から、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分（積立金として積立てられる保険料）に付利される利率のことをいいます。 <b>金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法および関係法令の改正により、当社が特に必要があると認めるときは、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎（予定利率等）を将来に向かって変更することがありますが、その場合は事前に通知します。</b>
積 立 金	将来の保険金等を支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積立て、予定利率等が付利されたものをいいます。
社 員 配 当 金	当社の毎年の決算により生じた余剰金からご契約者にお支払いするものを配当金といいます。社員配当金のみの途中引出しはできません。 <b>なお、毎年の配当金額は、それぞれの積立時期の前年度決算により決定しますので、金利水準等により変動しゼロとなることもあります。</b>
返 戻 金	ご契約の全部または一部を解約された場合等に、ご契約者にお払戻しするお金をいいます。
差 益	満期保険金・生存給付金・返戻金および配当金のお支払合計額から払込保険料累計額を差引いたお金をいいます。
保 険 金 ・ 給 付 金	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき、または満期など所定のお支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金をいいます。
保 険 料 最 終 払 込 日 (財形年金のみ)	最後の保険料払込日の属する月の契約応当日をいいます。
年 金 支 払 日 (財形年金のみ)	被保険者の年齢が満60歳以降の年金支払開始年齢に達する契約応当日（年金支払開始日）、およびその後の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。
関 係 法 令	勤労者財産形成促進法、同法施行令、同法施行規則 租税特別措置法、同法施行令、同法施行規則等

## 2.財形制度

### 1. 財形制度のしくみ

「財形制度」とは、「勤労者財産形成促進法」に基づき、国と事業主と金融機関が協力して勤労者の財産形成を奨励、援助する制度です。

#### <しくみ図>



### 2. 財形積立保険の加入資格

財形積立保険に加入いただけるのは、事業主に雇用されている「勤労者」で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方に限ります。

また、契約日時点で財形貯蓄は満15歳から満80歳まで、財形住宅・財形年金は満15歳から満54歳までの方に限ります。

#### 次の方は財形積立保険に加入いただけませんので、ご注意ください。

- ・一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。ただし、兼務役員（たとえば部長職兼務）の場合は除きます。
- ・個人経営の事業主
- ・市区町村長等、公選によりその職に就く方、および各種法人・団体・組合の代表者、理事長
- ・家内労働者、家族従業員。ただし、以下の労働関係が成立する家族従業員は除きます。
  - ✓業務を行うにあたって事業主の指揮命令に従っていることが明確であること
  - ✓就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること
- ・パート、アルバイト等で長期間にわたる積立てができない方
- ・委託・嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方
- ・海外勤務中の方（日本国内非居住者は、財形住宅・財形年金にはご加入いただけません。）

### 3. 財形積立保険の要件

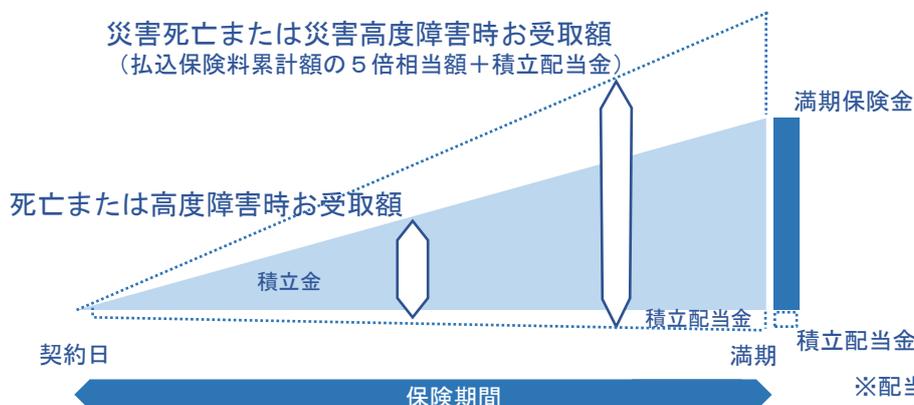
事業主が勤労者の給与等から保険料を天引きし、勤労者に代わって当社へ払い込むことが要件です。財形住宅・財形年金の場合、それぞれひとり1契約に限られます。

## 4. 財形積立保険商品の概要

### ■ 財形貯蓄（勤労者財産形成貯蓄積立保険）

目的にあわせて使用できる貯蓄で、払込保険料累計額の最高限度額は3,000万円です。

保険期間満了後、満期のお申し出がない場合は、保険期間を1年ごとに自動延長（最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限）します。また、必要に応じて積立金の一部を払い出すことができます。一部払出、満期、解約時に差益に対して源泉分離課税されます。

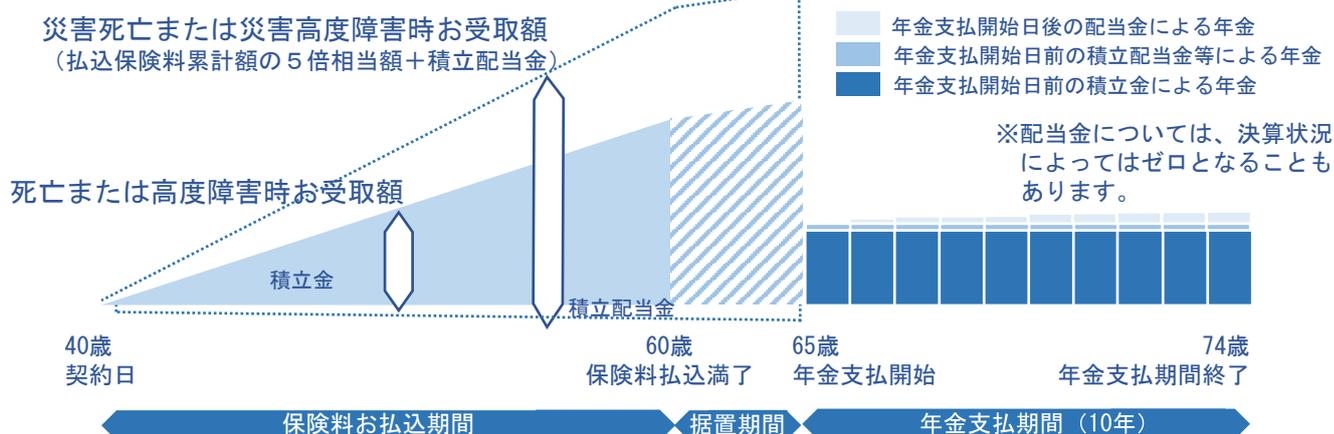


※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

### ■ 財形年金（財形年金積立保険）

契約日から5年以上かつ満55歳以上まで積立を行って、満60歳以降に積立金を非課税で年金として受け取ることを目的とした貯蓄です。年金の種類には、一定期間年金をお支払いする「確定年金」と、生存されている限り一生涯年金をお支払いする「終身年金」があります。なお、「終身年金」の保証期間は10年です。解約された場合は、差益が一時所得として課税されます。なお、一部払出はできません。税制上、払込保険料累計額の最高限度額は385万円（財形住宅とあわせて550万円）です。

(例) 10年確定定額型の場合



※配当金については、決算状況によってはゼロとなることもあります。

#### ⚠ 元本割れについて

お払い込みいただいた保険料のうち一部は災害死亡保険金、または災害高度障害保険金のお支払やご契約の運営に必要な経費などにあてられるしくみになっています。このため、ご契約後一定期間内に一部払出、解約または生存給付金払出等をされますと**解約返戻金、生存給付金が払込保険料累計額より少ない金額になります。**

## ■財形住宅（財形住宅貯蓄積立保険）

契約者が居住するための持家の取得または増改築等工事のための資金を蓄えることを目的とした貯蓄です。保険期間が満了するまでに生存給付金のお支払いがない場合は、保険期間を1年ごとに自動延長（最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限）します。

住宅取得または増改築等工事に要した費用の名義割合分以下の範囲内で積立金を非課税で払い出すことができます。ただし、取得する住宅および増改築等工事内容等については、法令上の要件を満たしている必要があります。目的外解約をされた場合は、差益に対して源泉分離課税されます。

目的外での一部払出はできません。

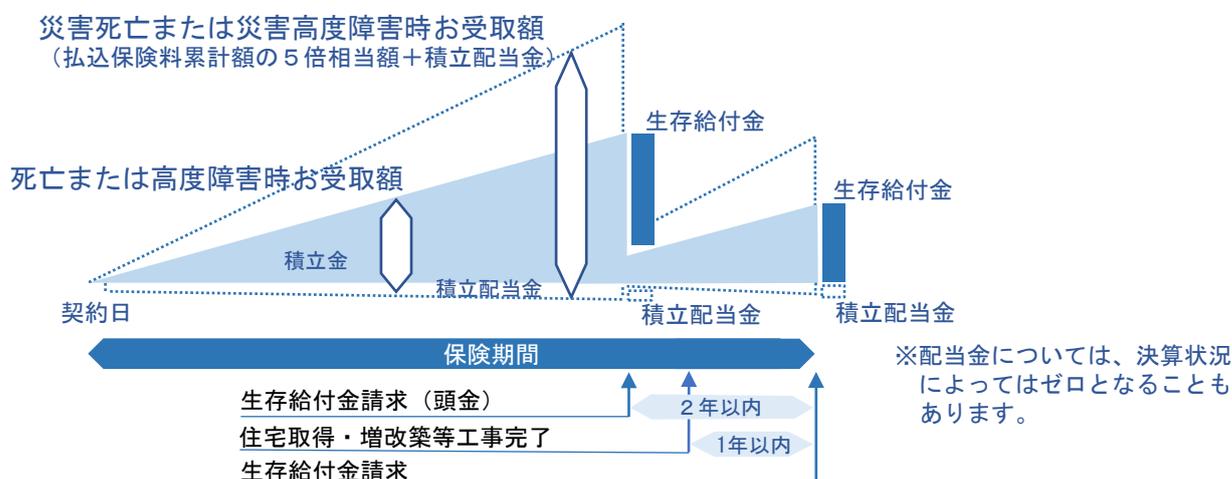
税制上、払込保険料累計額の最高限度額は550万円（財形年金とあわせて550万円）です。

ご請求方法は、次のいずれかとなります。

### ①住宅取得（増改築等工事完了）前と、住宅取得（増改築等工事完了）後の合計2回

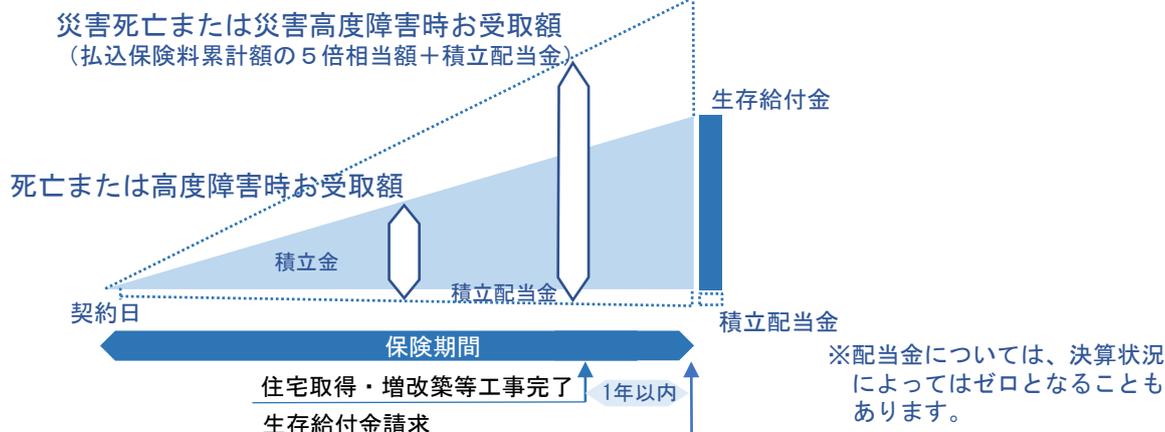
住宅取得（増改築等工事完了）前に、積立金の9割または要した費用の名義割合分のいずれか低い額以下の金額を積立金から払い出すことができます。

住宅取得（増改築等工事完了）後の払出しは、1回目の払出しから2年以内かつ住宅取得日（増改築等工事完了日）から1年以内に、18ページの必要書類を提出のうえご請求ください。その際、費用の範囲内ですでに払い出した額との差額を払い出すことができます。



### ②住宅取得（増改築等工事完了）後に1回

要した費用の名義割合分以下の金額を積立金から払い出すことができます。住宅取得日（増改築等工事完了日）から1年以内に18ページの必要書類を提出のうえご請求ください。



### ⚠元本割れについて

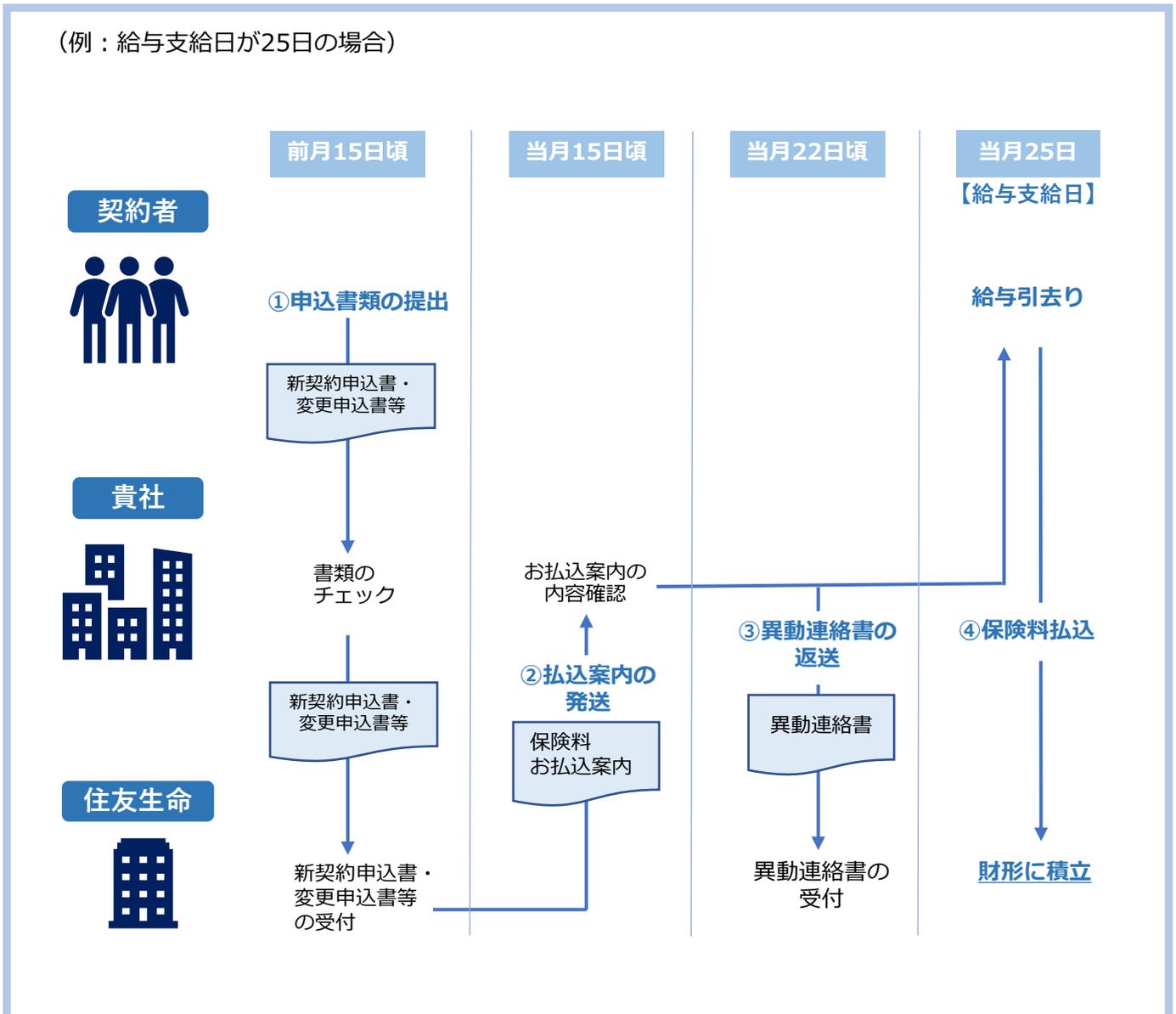
お払い込みいただいた保険料のうち一部は災害死亡保険金、または災害高度障害保険金のお支払やご契約の運営に必要な経費などにあてられるしくみになっています。

このため、ご契約後一定期間内に一部払出、解約または生存給付金払出等をされますと**解約返戻金、生存給付金が払込保険料累計額より少ない金額になります。**



■ 事務取扱日程の定め方

(例：給与支給日が25日の場合)



① 申込書類の提出	新契約申込書、変更申込書等を受付された際は、すみやかに当社にご提出ください。
② お払込案内の発送	給与支給日の2週間ほど前に発送します。
③ 異動連絡書の返送	お払込案内の内容に異動がある場合は、給与支給日の3日前までに当社に「異動連絡書」をご返送ください。
④ 保険料払込	保険料は給与引去り後、即日、当社へお払込みください。

## 2. 官庁への届出

### ■ 税務署への届出

事業主は、定められた期限までに次の書類を所轄税務署長宛に提出してください。

- ① 「**財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書**」（租税特別措置法施行令第2条の25第7項）  
加入申込者から「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」（財形新契約申込書）を最初に受け付けた日の属する月の翌月10日まで
- ② 「**財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書**」（租税特別措置法施行令第2条の25第7項、第2条の31）  
加入申込者から「財産形成非課税年金貯蓄申告書」（財形新契約申込書）を最初に受け付けた日の属する月の翌月10日まで

（※）必要に応じて、巻末の様式をコピーして使用ください

なお、①②どちらかの「財産形成非課税貯蓄に関する届出書」を一度税務署長宛に提出すれば、その後、異なる種類の非課税住宅（年金）貯蓄申告書を受付けても、その種類の届出書を税務署長宛に提出する必要はありません。（他金融機関で実施済の場合も含まれます。）

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書		
×× 税務署長殿		2024年 10月 1日
勤務先の	所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
	名称	●●工業株式会社
	長の氏名	住生 太郎
賃金の支払者の	所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇-〇-〇
	名称	●●工業株式会社
	法人番号	00000000000000
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	
租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。		
勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	2024年 9月 1日	
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	2024年10月 1日	

財形貯蓄について定めた「賃金控除に関する協定書」の協定日をご記入ください

事業主（勤務先の長）が最初に「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を受け付けた日をご記入ください

## 4.新規加入の手続き

財形積立保険に加入するときは、ご契約者にて以下の書類を記入いただき、勤務先経由で当社にご提出ください。

### 1. 必要書類

「財形新契約申込書」

### 2. 「財形新契約申込書」を受付けたとき

#### ■ 加入資格の確認

財形保険に加入いただけるのは、事業主に雇用されている「勤労者」で「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方に限ります。また、契約日時点で財形貯蓄は満15歳から満80歳まで、財形住宅・財形年金は満15歳から満54歳までの方に限ります。

**！ 次の方は財形積立保険に加入いただけませんので、ご注意ください。**

- ・ 一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。ただし、兼務役員（たとえば部長職兼務）の場合は除きます。
- ・ 個人経営の事業主
- ・ 市区町村長等、公選によりその職に就く方、および各種法人・団体・組合の代表者、理事長
- ・ 家内労働者、家族従業員。ただし、以下の労働関係が成立する家族従業員は除きます。
  - ✓ 業務を行うにあたって事業主の指揮命令に従っていることが明確であること
  - ✓ 就労の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること
- ・ パート、アルバイト等で長期間にわたる積立てができない方
- ・ 委託・嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方
- ・ 海外勤務中の方（日本国内非居住者は、財形住宅・財形年金にはご加入いただけません。）

#### ■ 非課税限度額の確認

##### ① 非課税限度額の確認

財形住宅の非課税限度額は払込保険料累計額550万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ  
 財形年金の非課税限度額は払込保険料累計額385万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ  
 財形住宅と財形年金の両方にご加入の場合は、非課税限度額はあわせて550万円以内

##### ② 勤務先の長の確認（署名または押印）

すでに財形住宅（財形年金）に加入しているご契約者が新たに財形年金（財形住宅）に加入される時、もしくは、財形住宅と財形年金に同時に加入される時は「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書」の「既に非課税扱いの申告をしている最高限度額」欄に記入の金融機関名と非課税最高限度額を確認し、勤務先の長の署名または押印をお願いします。

#### ■ 契約概要、ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）受領の確認

「契約概要」および「ご契約重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」の内容についてご確認・了知された旨のご契約者の署名がされていることをご確認ください。

#### ■ 保険料の給与引去り開始時期の確認

「財形新契約申込書」に記載の年月から給与引去りが可能であることをご確認ください。

#### ■ マイナンバー

財形住宅、財形年金の新規加入時には、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書」に個人番号・法人番号の記入が必要です。ご契約者にて記入いただいた内容をご確認ください。

### 3. ご契約者への承諾通知

加入申込をされた財形積立保険の第1回保険料を当社へご入金後、「契約者証」と「ご契約の手引きー 定款・約款」を貴社またはご契約者あてに送付します。「契約者証」は契約成立の証としてご契約者にて保管いただきます。なお、紛失された場合や、お申込内容の変更があった場合でも再発行はいたしません。

# 5.保険料の給与引去りとお払込み

## 1. 「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」の送付

当社から「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」を送付します。

住友生命保険相互会社  
 年金サービス部  
 TEL (06)6937-1170  
 FAX (06)6937-7333  
 ※おかけ間違いのないようご注意ください※

財形 保険料お払込案内 兼 異動連絡書  
 (令和 3年 4月分 月払)

団体コード 12345675 団体名 あいうえお工業株式会社 様  
 TEL 06-1234-5678 FAX 06-0123-4567

作成日 令和 3年 4月10日 1頁

ご案内欄		団体様ご案内欄		増減(異動)理由		収受日		集金担当者		事務担当者名	
前月基本保険料	8	1250000	当月支払込保険料	7	1610000	増(+) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。	収受日	集金担当者	収受NO.	集金支社	事務担当者名
増加(+)	1	1000000	増(+) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。	22	29	転入	収受NO.	集金支社	616		
減少(-)	2	640000	減(-) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。	21	32	払込中止	収受日	集金担当者			
当月基本保険料	7	1610000	増(+) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。	32	40	当月未入	収受日	集金担当者			
その他(+)			減(-) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。				収受日	集金担当者			
当月支払込保険料	7	1610000	増(+) 退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。				収受日	集金担当者			

所属コード	契約番号	契約者名	増減(異動)理由	増減金額	調整後当月保険料	減額(異動)理由	併課税限度額	限度超過額	お払込保険料
01551234567-01	財形一部様		新規	1000000	1000000	増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等			
02067890123-03	財形二部様		減額	-100000	50000	増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	385	2005000	
03317654321-01	財形三部様		増額	5000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等		700000	
04068901234-01	財形四部様		増額	10000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	550	2500000	
05118765432-01	財形五部様		中断	-5000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等		460000	
06244567890-01	財形六部様		解約	-20000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等			
07317890123-03	財形七部様		増額	10000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	550	140000	
08551098765-01	財形八部様		特約減額	-29000	1000	増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	385	380000	
09244321098-02	財形九部様		増額	30000		増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	385	30000	3770000

将来、限度額を超過するご契約について打ち出しています。

\*印のご契約は、令和3年4月より 1.000円へ保険料を変更致します。  
 1. 財形貯蓄積立保険 2. 財形年金積立保険 3. 財形年金保険 4. 財形住宅貯蓄積立保険

保存7年

## 2. 「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」の内容確認

「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」のご契約明細、賃金控除日等をご確認ください。

<増減(異動)理由欄で使用する主な異動>

増減	異動理由	内容
増加	新規	新たにご加入されたご契約
	増額	保険料の増額手続きをされたご契約
	転入	勤務先の異動等により、転入されたご契約
	再開	保険料の積立を再開されたご契約
減少	減額	保険料の減額手続きをされたご契約
	解約	解約手続きをされたご契約
	退職	退職などの理由で給与引去りできなくなった契約
	転出	勤務先の異動等により、転出されたご契約
	中断	保険料の積立を中断されたご契約
	満期	保険期間の満期を迎えたご契約
	払込満了	財形年金の払込満了を迎えたご契約
	特殊減額	非課税限度額を超過しないように自動的に減額となるご契約
特殊中断	非課税限度額を超過しないように自動的に中断となるご契約	

### 3. 異動があるとき

「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」の内容に異動があるときは、「団体様ご調整欄」に記入のうえ、当社あてにFAXか郵送にてご返送ください。

<記入例>

住友生命保険相互会社  
年金サービス室  
TEL (06)6937-1170  
FAX (06)6937-7333  
※おかけ間違いのないようご注意ください※

財形 保険料お払込案内 兼 異動連絡書  
(令和 3年 4月分 月払)

団体コード 12345675 団体名 ●●工業株式会社 様  
TEL 06-1234-5678 FAX 06-0123-4567

作成日 令和 3年 4月10日 1頁

ご案内欄				団体様ご調整欄				増減(異動)理由				収受日 集金担当者				事務担当者名	
指要	件数	件	保険料	指要	件数	件	保険料	*退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。				収受日	集金担当者	事務担当者名			
前月基本保険料	1	8	12,500.00	当月お払込保険料	7	7	16,100.00	*退職等(退職・海外異動・役員昇格)は日付・転出は転出(異動)先をお知らせください。 *その他の場合は理由(海外転勤・役員昇格等)をご記入ください。				収受NO.	集金社支	住生花子			
増加(+)	1	1	10,000.00	増加(+)			10,000					議決書NO.	616				
減少(-)	2	2	6,400.00	減少(-)	1	1	5,000					収受金	円	円	円	円	
当月基本保険料	7	7	16,100.00	増減(異動)理由	2:増額	29:転入						円	円	円	円		
増加(+)				増減(異動)理由	21:払込中止	23:減額	31:解約					円	円	円	円		
その他(+)				増減(異動)理由	32:転出	40:当月未入						円	円	円	円		
当月お払込保険料	1	7	16,100.00	増減(異動)理由								円	円	円	円		

所属コード	契約番号	個人コード	ご契約者名	ご案内欄				団体様ご調整欄				非課税最高限度額	限度額超過予定年度	お払込保険料累計額
				記号	増減保険料	当月保険料	増減(異動)理由	増減金額	調整後当月保険料	減額(異動)理由	(該当するものに○をつけてください)			
	01551234567-01		財形 一郎様	1	1,000.00	1,000.00	新規							
	02067890123-03		財形 二郎様	2	-1,000.00	500.00	減額					385	200,500.00	
	03317654321-01		財形 三郎様	1		500.00		▲5,000	0	増額・転入・払込中止・減額・解約・転出・当月未入退職等	○		700,000.00	
	04068901234-01		財形 四郎様	4		1,000.00		10,000	20,000	○		550	250,000.00	
	05118765432-01		財形 五郎様	1	-500.00		中断						460,000.00	
	06244567890-01		財形 六郎様	1	-2,000.00		解約							
	07317890123-03		財形 七郎様	4		1,000.00						550	140,000.00	
	08551098765-01		財形 八郎様	2	-2,900.00	1,000.00	特約減額					385	380,000.00	
	09244321098-02		財形 九郎様	2*		3,000.00						385	3,770,000.00	

将来、限度額を超過するご契約について打ち出しています。

\*印のご契約は、令和3年4月より 1,000円へ保険料を変更致します。  
1. 財形貯蓄積立保険 2. 財形年金積立保険 3. 財形年金保険 4. 財形住宅貯蓄積立保険

保存7年

※保険料の増額・減額・積立中断・再開などは異動連絡とあわせて契約者から「財形変更申込書」の提出が必要です(次頁を参照ください)

### 4. 保険料のお払込み

保険料は給与支給日に引去りのうえ、当社指定の銀行口座にお払込みください。当社からは領収証の発行はいたしませんので、銀行から発行された「振込金受取書」を保管ください。振込手数料は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

振込金受取書

振込依頼書(財形・職域・事業)

ご依頼日 3年 4月 25日 電信振 手数料

先方銀行 XX 銀行 東京 支店 金額 ¥ 16,600.00

預金種目・口座番号・フリガナもお書きください。

1. 普通 ② 当座 0123456

フリガナ スミトモセイメイホクソウツクゴガイシヤ

お受取人 住友生命保険相互会社

フリガナ アイウエオコウギョウ カブシキガイシャ

(印) ●●工業株式会社 様

(おところ) TEL (06-1234-5678)

大阪市中央区〇〇町〇-〇-〇

備考 3年 4月分保険料

印紙

## 6. ご契約内容の変更手続き

ご契約内容の変更は、積立期間中にご契約者にて以下の書類を記入いただき、勤務先経由で当社宛ご提出ください。

### 1. 必要書類

「財形変更申込書」

### 2. 変更手続きの種類

非課税限度額、氏名、住所、賃金の支払者、保険料、保険期間、積立中断・再開、および年金受取に関する事項の変更など

### 3. 「財形変更申込書」を受付けたとき

#### ■ 非課税限度額の変更（財形住宅・財形年金の場合）

##### ① 非課税限度額の確認

財形住宅の非課税限度額は払込保険料累計額550万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ  
財形年金の非課税限度額は払込保険料累計額385万円以内かつ全金融機関をとおして1人1契約のみ  
財形住宅と財形年金の両方にご加入の場合は、非課税限度額はあわせて550万円以内

##### ② 勤務先の長の確認

財形住宅と財形年金の両方に加入されているときは、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄限度額変更申告書」の「既に非課税扱いの申告をしている最高限度額」欄に記入の金融機関名と非課税最高限度額を確認し、勤務先の長の署名または押印をお願いします。

#### ■ 保険料の変更、積立中断・再開

「財形変更申込書」に記載の年月から給与引去りの変更が可能であることをご確認ください。

#### ■ マイナンバー

財形住宅、財形年金の氏名・住所・賃金の支払者の変更時には、非課税申告書の個人番号欄に記入が必要です。ご契約者にて記入いただいた内容をご確認ください。

## 7.その他の手続き

### 1. 退職、役員昇格、転出等の異動があったとき

ご契約者が退職・役員昇格（※1）・転出等された場合は、すみやかに「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」または「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」にて当社にご連絡ください。

（※1）一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員への昇格。ただし、兼務役員（例えば部長職兼務）で役員報酬以外に給与所得がある場合はご契約を継続いただけますのでご連絡は不要です。

**⚠** 退職日・役員昇格日以降は保険料の積立てはできません。給与引去りは停止ください。

#### ■ 契約を継続できる場合

- ・ 定年退職後も嘱託等で引続き同一賃金の支払者から給与の支払いがあり、給与引去りできる場合
- ・ 出向後も引続き、同一賃金の支払者から給与の支払いがあり、給与引去りできる場合
- ・ 退職から2年以内に転職等され、新勤務先が財形制度を導入している場合（※2）

（※2）詳しくは、次項を参照ください。

**⚠** 退職・転職等をされた日から**2年以内**に新勤務先への勤務先変更手続きが完了しないときはご契約を継続できず、解約いただくこととなります。

#### ■ 財形年金の場合

##### ① 保険料払込中のとき

保険料最終払込日までに退職等される場合は、年金でのお受取りはできません。

ただし、ご契約者が満55歳以上かつ契約から5年以上経過して退職等される場合は、年金でのお受取りができる場合があります。年金でのお受取りを希望される場合は、保険料最終払込日が退職日以前となるように契約内容を変更していただく必要があります。

（変更の手続期限は、変更後の保険料最終払込日までとなりますのでご注意ください）

##### ② 保険料最終払込日以後のとき

非課税年金としてお受取りいただけます。

保険料最終払込日以後に退職等された場合は「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご契約者よりご提出いただきます。

### 2. 転職をするとき

新勤務先で、当社の財形制度が導入されている場合、または当社の財形制度の導入がなく他の金融機関の財形制度が導入されている場合は、ご契約の継続・承継が可能となる場合があります。

なお、この手続きは旧勤務先の退職日から2年以内に行っていただく必要があります。

#### ■ 新勤務先で当社の財形制度が導入されている場合

旧勤務先は「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」または「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」にて当社にご連絡ください。ご契約者は「財形変更申込書」に勤務先変更手続きの必要事項を記入のうえ、新勤務先へご提出いただきます。新勤務先はご契約者から受け付けた「財形変更申込書」を確認のうえ、当社へご提出ください。

#### ■ 新勤務先で当社の財形制度が導入されていない場合（他の金融機関の財形制度あり）

旧勤務先で行っていた財形商品の移管手続きを退職日から2年以内に行えば、新勤務先を通じて異なる取扱金融機関へ一括預入ができ、引続き積立てを継続することができます。【承継制度】

ただし、貯蓄残高が非課税限度額を超過していると、この取扱いができない場合があります。移管手続書類および手続きの詳細につきましては、新勤務先の財形取扱金融機関へご照会ください。

旧勤務先は「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」または「財形保険料お払込案内兼異動連絡書」にて当社へご連絡ください。ご契約者は移管手続書類を新勤務先にご提出いただき、新勤務先は移管手続書類を新勤務先の財形取扱金融機関へご提出ください。

### 3. 海外転勤をするとき

#### ■ 財形住宅・財形年金の取扱い

財形住宅・財形年金に加入しているご契約者が海外の事業所等に勤務される場合で、現在の勤務先との間に雇用関係が継続し、国内において賃金の支払いを受ける場合には、以下のお手続きを行っていただくことで、出国後7年間は引続き非課税の適用を受けることができます。

なお、1年未満の海外勤務については出国者（非居住者）にはあらず、途中で1年以上となることが判明した日を出国日として同様のお手続きを行ってください。（租税特別措置法施行令第2条の21・第2条の31）

##### ① 出国時の手続き

- ・ 出国日までに「海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」をご提出ください。この申告書により海外勤務中（出国後7年間）も引続き非課税の適用を受けることができます。
- ・ この適用を受けている間は保険料の積立てはできませんので、「財形変更申込書」にて積立中断のお手続きが必要です。

##### ② 帰国後の手続き

- ・ 国内勤務となった日から2か月以内に「海外転勤者の（特別）国内勤務申告書」をご提出ください。
- ・ 保険料の積立てを再開されるときは、「財形変更申込書」にて積立再開のお手続きが必要です。

**▲ 次のいずれかに該当したとき、ご契約は継続できず、解約いただくこととなります。**

- ・ 出国日までに「海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」を提出しなかったとき
- ・ 海外勤務期間が7年を超えたとき
- ・ 帰国後、国内勤務となった日から2か月以内に「海外転勤者の（特別）国内勤務申告書」を提出しなかったとき
- ・ 海外勤務中に現在の勤務先を退職または役員昇格（国内においても役員となる場合）されたとき
- ・ 海外勤務中に国内において賃金が支払われなくなったとき

#### ■ 財形貯蓄の取扱い

出国後も国内において支払われる賃金等から保険料の引取りができる場合は、引続き保険料の積立ては可能です。

##### ① 出国時の手続き

出国日までに「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」をご提出ください。

##### ② 帰国後の手続き

国内勤務となった日からすみやかに「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」をご提出ください。

## 4. 育児休業をするとき

### ■財形住宅・財形年金の取扱い

財形住宅・財形年金に加入しているご契約者が、3歳未満の子に係る育児休業等を取得する場合は、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書」（以下、「育児休業等申告書」といいます）を提出されることにより、最長で子の3歳到達日まで保険料の積立てを中断し、ご契約を継続することができます。（租税特別措置法施行令第2条の21の2）

#### ①育児休業等取得前の手続き

- ・育児休業等開始日前に「育児休業等申告書」を当社へご提出ください。
- ・この適用を受けている間は保険料の積立てはできませんので、「財形変更申込書」にて積立中断のお手続きが必要です。

**!** 育児休業等を取得される方すべてに提出義務があるわけではありません。中断期間が2年を超えない限り保険料の積立ては任意に中断していただけます。  
ただし、育児休業等が2年以上に延長された場合であっても育児休業等開始日以降に「育児休業等申告書」を提出いただくことはできませんので、ご契約を解約いただくこととなります。  
育児休業等の期間や給与の支給状況を勘案いただき、必要に応じてお手続きください。

#### ②育児休業等取得後に休業期間を変更する場合

- ・「育児休業等申告書」を提出後に育児休業等の期間を変更する場合、変更前、変更後の育児休業等終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」をご提出ください。
- ・「育児休業等申告書」を提出後、新たに別の子に係る育児休業等を取得する場合、申告いただいているお子様の育児休業等終了のための「育児休業等期間変更申告書」と、別の子の育児休業等取得のための「育児休業等申告書」を、別の子の育児休業等開始日前にご提出ください。

#### ③育児休業等終了後の手続き

育児休業等終了日の直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みを再開する必要があります。「財形変更申込書」にて再開のお手続きが必要です。

**!** 育児休業等終了日の直後に迎える賃金控除日から給与引去りが再開されない場合は、ご契約は継続できず解約いただくこととなります。

### ■財形貯蓄の取扱い

賃金の支給がなくなるときは「財形変更申込書」による積立中断のお手続きを行ってください。  
（中断期間に定めはありません）

## 5. 預替えをするとき

貴社が複数の取扱金融機関と財形貯蓄取扱いの協定を結ばれている場合、ご契約者が自己の責任において幅広く金融機関の選択を行うことができる制度です。

財形貯蓄に限り、契約途中において他の金融機関に貯蓄残高（解約返戻金・積立配当金）の預替えを行うことにより、契約を継続できます。

### ■ 預替えの手続き

- ・ご契約者より、新財形取扱金融機関への「新規加入申込書」、「旧財形取扱金融機関の契約者証」、「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」を勤務先にご提出いただきます。
- ・勤務先は預替え要件を確認して、関係書類を新財形取扱金融機関にご提出ください。
- ・新財形取扱金融機関が「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」に移管金の受入れ口座を記入して勤務先に返送します。
- ・勤務先にて「財産形成貯蓄の預替え継続申込書（兼解約・預替え依頼書）」に最終預入日を記入のうえ、旧金融機関へご提出ください。



- ・保険期間が3年以上経過した財形貯蓄契約に限り、預替え制度を利用することができます。
- ・当制度は取扱金融機関の変更であって、貯蓄商品を変更できるものではありません。  
（例）財形貯蓄から財形年金への変更はできません。
- ・旧財形取扱金融機関で**解約（課税）**となり、税引後の金額が新財形取扱金融機関に預替えされます。（当社が旧財形取扱金融機関の場合は、解約時の差益に対して源泉分離課税されます）
- ・当社が**新財形取扱金融機関の場合、当初の積立金額は預替時の移管金額を下回ります。**
- ・当社が**新財形取扱金融機関の場合、移管の限度額は3,000万円未満です。**

## 8.支払請求手続き

### 1. 支払手続きの種類

#### ■一部払出（財形貯蓄のみ）

積立金の中からお希望額を一部（または全部）払い出すことができます。契約は継続します。【課税】

#### ■満期（財形貯蓄のみ）

保険期間満了の契約応当日（満期日）に、満期保険金をお支払いし、契約は消滅します。【課税】

#### ■解約（財形貯蓄・財形住宅・財形年金）

解約返戻金をお支払いし、契約は消滅します。【課税】

#### ■生存給付金（財形住宅のみ）

住宅取得・増改築等工事の必要書類を提出いただき、要件内のご請求であれば、積立金の全部または一部を生存給付金としてお支払いします。積立金の全部を払い出したとき契約は消滅します。【非課税】

#### <取得する住宅の主な要件>

- ・ご契約者本人名義の持家としての居住用住宅であること。かつ、住民登録されていること。  
（共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります）
- ・住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。ただし、新築住宅または建築後使用されたことのない住宅を取得した場合で、次のいずれかであるときは、床面積が40㎡以上であること。
  - ①令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
  - ②令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等（※1）  
（※1）認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅
- ・取得する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。  
（払出可能金額は、建物金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります）
- ・中古住宅を取得される場合は、昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。ただし一定の耐震基準を満たしていれば築後要件はありません。（※2）  
（※2）一定の耐震基準を満たすことは建築士等が発行する「耐震基準適合証明書」により証明されます。

#### <増改築等工事の主な要件>

- ・工事対象住宅がご契約者本人の名義であること。かつ、住民登録されていること。  
（共有名義のときは持分に対する費用までが払出可能金額となります）
- ・75万円を超える費用を伴う増築、改築、建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
- ・増改築等工事を行った後の住宅の登記事項証明書の居住用部分の床面積が50㎡以上あること。
- ・増改築等工事する住宅に居住用以外の部分があるときは、居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること。工事金額の1/2以上が居住用部分の工事であること。  
（払出可能金額は、全体の工事金額に居住用部分の床面積の割合を乗じて計算した金額になります）
- ・増改築等工事証明書、確認済証、検査済証（工事金額が75万円超かつ100万円未満の場合は「増改築等工事完了届」）が提出できる工事であること。

#### <ご請求方法>

##### ・住宅取得（増改築等工事完了）前と、住宅取得（増改築等工事完了）後の合計2回

住宅取得（増改築等工事完了）前に、積立金の9割または要した費用の名義割合分のいずれか低い額以下の金額を積立金から払い出すことができます。

住宅取得（増改築等工事完了）後の払出しは、1回目の払出しから2年以内かつ住宅取得日（増改築等工事完了日）から1年以内に、18ページの必要書類を提出のうえご請求ください。その際、費用の範囲内ですでに払い出した額との差額を払い出すことができます。

##### ・住宅取得（増改築等工事完了）後に1回

要した費用の名義割合分以下の金額を積立金から払い出すことができます。住宅取得日（増改築等工事完了日）から1年以内に18ページの必要書類を提出のうえご請求ください。

関係法令の改正等により記載の要件が変更となることがあります。最新内容は厚生労働省のHP等をご確認ください。

### ■ 死亡給付金、または高度障害給付金

ご契約者が保険期間中に死亡または所定の高度障害状態となられたときは、死亡日または高度障害状態になられた日における積立金をお支払いし、契約は消滅します。財形年金は年金開始日前に限ります。

【死亡給付金：課税 高度障害給付金：非課税】

### ■ 災害死亡保険金、または災害高度障害保険金

ご契約者が責任開始期以降に「偶発的な外来の事故」を直接の原因として事故発生日から180日以内に死亡または所定の高度障害状態となられたとき、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いし、契約は消滅します。

ご契約者が責任開始期以降に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡されたときは、原因となった疾病の発病時における払込保険料累計額の5倍相当額をお支払いし、契約は消滅します。

いずれも、財形年金は年金開始日前に限ります。

【災害死亡保険金：課税 災害高度障害保険金：非課税】



- ・死亡給付金または災害死亡保険金の受取人は約款で定めのご契約者の遺族となります。受取人の順位は①配偶者（内縁は除く）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹で、先順位にあるものが受取人となります。  
例えば、配偶者がいる場合は、子や父母は受取人になれません。
- ・受取人が未成年の場合は、親権者または後見人と受取人（ご本人）の戸籍謄本が必要です。  
なお、請求手続きは、支払事由発生後2ヶ月以内に行ってください。

## 2. 「支払請求書」を受付けたとき

### ■ 必要書類の確認

ご契約者から「支払請求書」が提出されたときは、必要書類が揃っていることをご確認のうえ、勤務先確認欄へ署名または押印ください。

### ■ 給与引去りの停止（解約等により契約が消滅する場合）

次回控除月から給与引去りの停止をお願いします。

給与引去りの停止が間に合わない場合は、当社にお払込みいただいたあと、当社からご契約者の消滅時の受取口座へ返金いたします。

### ■ 「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書」の内容確認

財形住宅・財形年金が消滅するときは「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄廃止申告書」に必要項目の記入があることをご確認ください。



#### 元本割れについて

お払い込みいただいた保険料のうち一部は災害死亡保険金、または災害高度障害保険金のお支払やご契約の運営に必要な経費などにあてられるしくみになっています。

このため、ご契約後一定期間内に一部払出、解約または生存給付金払出等をされますと**解約返戻金、生存給付金が払込保険料累計額より少ない金額になります。**

### 3. 必要書類

請求内容に応じて、次の必要書類をご提出ください。

請求内容	必要書類		
一部払出 (財形貯蓄のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> </ul>		
満期 (財形貯蓄のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> </ul>		
解約 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> <li>・ご契約者のマイナンバー確認書類 (写) (財形年金の受取額が100万円を超える場合のみ)</li> </ul>		
生存給付金 (財形住宅のみ)	住宅取得	取得前の一部払出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> <li>・工事請負契約書 (写) または売買契約書 (写)</li> </ul>
		取得後の全額払出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> <li>・工事請負契約書 (写) または売買契約書 (写) (※2)</li> <li>・住民票 (写) (発行後6ヶ月以内) (※3)</li> <li>・住宅の登記事項証明書 (写) (発行後6ヶ月以内)</li> <li>・耐震基準を満たしていることを示す書類 (写) (※4)</li> </ul>
	住宅の増改築等工事	完了前的一部払出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> <li>・工事請負契約書 (写)</li> </ul>
		完了後の全額払出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形支払請求書</li> <li>・本人確認書類 (写) (※1)</li> <li>・工事請負契約書 (写) (※2)</li> <li>・住民票 (写) (発行後6ヶ月以内)</li> <li>・住宅の登記事項証明書 (写) (発行後6ヶ月以内)</li> <li>・増改築等工事証明書 (写)</li> <li>検査済証 (写)</li> <li>建築物確認済証 (写)</li> <li>増改築等工事完了届 (※5)</li> </ul> <p style="text-align: right;">} いずれかひとつ</p>

(※1) 運転免許証・パスポートなどの写し (請求金額が300万円を超える場合)

(※2) 住宅取得 (増改築等工事完了) 前的一部払出時にご提出済の場合は省略いただけます。

(※3) 取得された住宅へ移転後の住民票をご提出ください。

(※4) 取得される住宅が昭和56年12月31日以前に建築されたもので、耐震基準に適合する住宅の場合に限り、「耐震基準適合証明書」をご提出ください。

(※5) 増改築等工事に係る費用が75万円超100万円以下の場合に限りです。

請求内容	必要書類						
死亡給付金 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形死亡給付金請求書</li> <li>・死亡診断書(写)</li> <li>・ご契約者と受取人の戸籍謄本(写)(死亡事実と続柄の判明するもの) ※受取人が配偶者以外で戸籍が改製されている場合は、改製前の戸籍謄本もご提出ください。</li> <li>・ご契約者と受取人のマイナンバー確認書類(写)(受取額が100万円を超える場合)</li> <li>・代表選任届(同順位の受取人が2名以上いらっしゃる場合、署名いただく方の本人確認書類(写)とあわせてご提出ください)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="475 622 1353 792" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>代表選任届に署名いただく方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3000万円以下</td> <td>受取人代表者のみ</td> </tr> <tr> <td>3000万円超</td> <td>代表者含む受取人全員</td> </tr> </tbody> </table>	支払額	代表選任届に署名いただく方	3000万円以下	受取人代表者のみ	3000万円超	代表者含む受取人全員
支払額	代表選任届に署名いただく方						
3000万円以下	受取人代表者のみ						
3000万円超	代表者含む受取人全員						
災害死亡保険金 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形災害死亡保険金請求書</li> <li>・死亡診断書(写)</li> <li>・ご契約者と受取人の戸籍謄本(写)(死亡事実と続柄の判明するもの) ※受取人が配偶者以外で戸籍が改製されている場合は、改製前の戸籍謄本もご提出ください。</li> <li>・ご契約者と受取人のマイナンバー確認書類(写)(受取額が100万円を超える場合)</li> <li>・受傷状況報告書(事故による死亡の場合)</li> <li>・交通事故証明書(写)(交通事故の場合、自動車安全運転センター発行のもの)</li> <li>・代表選任届(同順位の受取人が2名以上いらっしゃる場合、署名いただく方の本人確認書類(写)とあわせてご提出ください)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="475 1312 1353 1482" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>代表選任届に署名いただく方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3000万円以下</td> <td>受取人代表者のみ</td> </tr> <tr> <td>3000万円超</td> <td>代表者含む受取人全員</td> </tr> </tbody> </table>	支払額	代表選任届に署名いただく方	3000万円以下	受取人代表者のみ	3000万円超	代表者含む受取人全員
支払額	代表選任届に署名いただく方						
3000万円以下	受取人代表者のみ						
3000万円超	代表者含む受取人全員						
高度障害給付金 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形高度障害給付金請求書</li> <li>・本人確認書類(写)(※1)</li> <li>・障害診断書</li> </ul>						
災害高度障害保険金 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形災害高度障害保険金請求書</li> <li>・本人確認書類(写)(※1)</li> <li>・障害診断書</li> <li>・受傷状況報告書(事故による高度障害の場合)</li> <li>・交通事故証明書(写)(交通事故の場合、自動車安全運転センター発行のもの)</li> </ul>						

(※1) 運転免許証・パスポートなどの写し(請求金額が300万円を超える場合)

## 9.財形に関する税制

## ■ 財形貯蓄

満期保険金	<b>利子所得</b> として差益に対して源泉分離課税されます。
解約返戻金および一部払出による返戻金	<b>利子所得</b> として差益に対して源泉分離課税されます。
災害死亡保険金および死亡給付金	<b>相続税</b> 災害死亡保険金をご遺族が受け取られる場合、相続税法上、法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障害保険金および高度障害給付金	<b>非課税</b>

## ■ 財形住宅

生存給付金	<p><b>非課税</b></p> <p>ただし、生存給付金の払出し後5年以内に要件違反があった場合、生存給付金を非課税で払出した場合でも、支払日にさかのぼって差益部分に対して源泉分離課税されます。</p> <p><b>&lt;要件違反の例&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得（増改築等工事完了）前の払出しをした場合で、払出しの日から2年を経過する日、または住宅取得日（増改築等工事完了日）から1年を経過する日のいずれか早い日までに必要書類の提出がなかったとき</li> <li>・住宅取得（増改築等工事完了）前の払出しをした場合で、取得（増改築等工事）した住宅が、財形法および関係政省令で定めた要件に該当しなかったとき</li> <li>・住宅取得（増改築等工事）により、必要書類を提出して生存給付金を受け取ったが、住宅取得（増改築等工事）費用が積立金額を下回ったため残高が残り、契約は継続となった後、5年以内に別の目的（要件外）のため解約したとき</li> </ul>
解約返戻金	<p><b>利子所得</b>として差益に対して源泉分離課税されます。</p> <p>所定の災害等の事由により目的外で解約を行った場合、差益を非課税とする特例措置（※次頁）が適用されます。</p>
災害死亡保険金および死亡給付金	<b>相続税</b> 災害死亡保険金をご遺族が受け取られる場合、相続税法上、法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障害保険金および高度障害給付金	<b>非課税</b>

## ■財形年金

年金受取	非課税
解約返戻金	<p>①年金支払開始日前における返戻金等 <b>一時所得</b>として差益に対して課税されます。</p> <p>②年金支払開始日以後における返戻金等 ＜年金支払開始日以後5年以内＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに受け取られている年金は、<b>利子所得</b>として差益に対して源泉分離課税されます。 (過去に受け取られた年金についてもさかのぼって課税)</li> <li>返戻金等は<b>一時所得</b>として差益に対して課税されます。</li> </ul> <p>＜年金支払開始日以後5年を経過している場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに受け取られている年金は、<b>非課税</b>になります。</li> <li>返戻金等は<b>一時所得</b>として差益に対して課税されます。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>!</b> 年金の種類が「終身年金」の場合は、年金支払開始日以降の解約はできませんのでご注意ください。 終身年金の一時金および保証期間経過後に受け取る年金は<b>雑所得</b>となります。</p> </div> <p>所定の災害等の事由により目的外で解約を行った場合、差益を非課税とする特例措置(※)が適用されます。</p>
災害死亡保険金 および死亡給付金	<b>相続税</b> 災害死亡保険金をご遺族が受け取られる場合、相続税法上、法定相続人について一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。
災害高度障害保険金 および高度障害給付金	<b>非課税</b>

- ・2025年5月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。
- ・利子所得の場合、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります。
- ・財形積立保険の保険料は、一般の生命保険とは異なり**生命保険料控除の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

#### (※) 財形住宅・財形年金の災害等の事由による非課税払出特例

次に掲げる「災害等の事由」が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、当該事由が生じたことにより勤労者が財形住宅・財形年金の払出しを行う場合（当該事由が生じたことによりその払出しを行うことについて、勤労者の住所地の所轄税務署長の確認を受けた場合に限りです。）には、その払出しに係る利子等に対する課税が行われないこととされました。

《災害等の事由》

1. 勤労者が居住の用に供している家屋であってその者またはその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。
2. 勤労者が支払った医療費で、その者またはその支払の時にその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払ったものの金額が200万円を超えたこと。
3. 勤労者が配偶者と死別等をし、所得税法に規定する一定の寡婦または寡夫に該当することとなったこと。
4. 勤労者が特別障害者に該当することとなったこと。
5. 勤労者が雇用保険法に規定する特定受給者資格者または特定理由離職者に該当することとなったこと。

詳しくは国税庁のHPをご確認いただくか、または住所地の所轄税務署へお問い合わせください。

## 10.ご契約者あて通知

### ■「残高通知」

年1回以上、ご契約者あて「財形に関するご案内」を作成し、勤務先またはご契約者あて送付します。

### ■「財形貯蓄積立保険 満期のお知らせ」

財形貯蓄の満期の2か月前に、ご契約者あてに「財形貯蓄積立保険 満期のお知らせ」を送付します。

#### ①満期でのお受取りをご希望の場合

満期日までに次の書類を当社あてご提出ください。

- ・「財形支払請求書」
- ・本人確認書類（写）  
運転免許証・パスポートなどの写し（ご請求金額が300万円を超える場合）

#### ②保険期間の自動延長

満期日までに特にお申し出がない場合、1年間ずつ保険期間を自動延長します。（最長40年かつ保険期間満了時年齢は満85歳を上限）

### ■「財形年金積立保険 保険料払込期間満了のご案内」

財形年金の保険料最終払込日の2か月前に、ご契約者あてに「財形年金積立保険 保険料払込期間満了のご案内」を送付します。

年金として受取るためには、保険料最終払込日から2か月以内に同封の「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」のご提出が必要です。



- ・「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」を法定期限内に提出いただけなかった場合には、年金をお支払いすることができず、解約（課税扱い）していただくことになります。
  - ・保険料最終払込日を過ぎますと年金受取方法等の変更は一切お取り扱いできません。
  - ・保険料最終払込日までに退職される場合は、年金としてお受取りいただけません。
- なお、満55歳以上で退職される場合、保険料最終払込日および年金支払開始日を変更することにより、年金としてお受取りいただける場合がありますので、ご退職前に当社あてご照会ください。

## 1 1 .優遇制度

### ■財形持家融資制度

財形持家融資とは、独立行政法人勤労者退職金共済機構または独立行政法人住宅金融支援機構が、財形を行っている勤労者または企業に対して長期かつ低利で行う住宅資金の融資です。

#### ①融資資格

- ・ 1年以上継続して財形貯蓄を行っていること
- ・ 借入申込前2年以内に財形貯蓄の保険料の払込みを行っていること
- ・ 借入申込日において、財形貯蓄の残高が50万円以上あること

#### ②事業主による利子等の負担軽減措置

財形住宅融資制度を利用するためには、事業主により5年以上の期間にわたって、融資額の1%相当額（3万円限度）以上の利子補給が必要です。

#### ③融資限度額

積立金残高の10倍かつ4,000万円以内。ただし、所要額の90%以内。

お手続き等につきましては、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問い合わせください。

※当社では融資業務は行っておりません。

## 1 2 .財形関係書類

	帳票名	使途・内容	保管
制度導入	勤労者財産形成貯蓄契約等に関する取扱依頼書	貴社から当社へ財形の団体取扱いを依頼するものです。	
官庁届出	財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する届出書	財形非課税住宅（年金）貯蓄制度を実施した旨を、貴社が所轄税務署へ届け出る際に使用します。	（控）を永久保管
新契約申込	財形新契約申込書	財形積立保険を開始する際の申込書です。	当該契約終了日の翌年から5年間
	契約者証	契約の証として、第1回保険料を当社へお支払い後、当社から送付します。	
契約内容の変更手続き	財形変更申込書	契約内容の変更手続き時に使用します。	当該契約終了日の翌年から5年間
	海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書	海外勤務の際に使用します。 ※海外勤務開始日までに手続きが必要	当該契約終了日の翌年から5年間
	海外転勤者の（特別）国内勤務申告書	海外勤務から国内勤務に戻る際に使用します。 ※国内勤務後2ヵ月以内に手続きが必要	当該契約終了日の翌年から5年間
	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書	2年以上の育児休業等を取得するときや、育児休業期間を変更するときに使用します。 ※育児休業等開始日までに手続きが必要	当該契約終了日の翌年から5年間
	育児休業等期間変更申告書		
保険料払込	保険料お払込案内兼異動連絡書	財形保険料のお支払い額を、控除日の一定日前に貴社あて送付します。ご案内の金額に変更があれば貴社にて異動内容を記載のうえ当社へご返送ください。	
	振込依頼書	財形保険料を銀行経由にて払い込む場合に使用します。	
支払請求	財形支払請求書	保険金、給付金、返戻金等を請求する際に使用します。	当該契約終了日の翌年から5年間
	お支払計算書	保険金、給付金、返戻金等のお支払手続きが完了したあとご契約者（受取人さま）あて送付します。	
その他	財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書	財形年金の保険料払込満了の際に使用します。	
	財産形成貯蓄の退職等に関する通知書	退職、役員昇格、転出等の事由が発生した場合に使用します。	当該事由発生日の翌年から5年間
	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書	財形年金契約者が非課税適用確認申告書の提出後に退職、役員昇格等の事由が発生した場合に使用します。	当該事由発生日の翌年から5年間

### 財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

\_\_\_\_\_税務署長殿

年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	年 月 日

### 財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

\_\_\_\_\_税務署長殿

年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	年 月 日

あなたの未来を強くする

